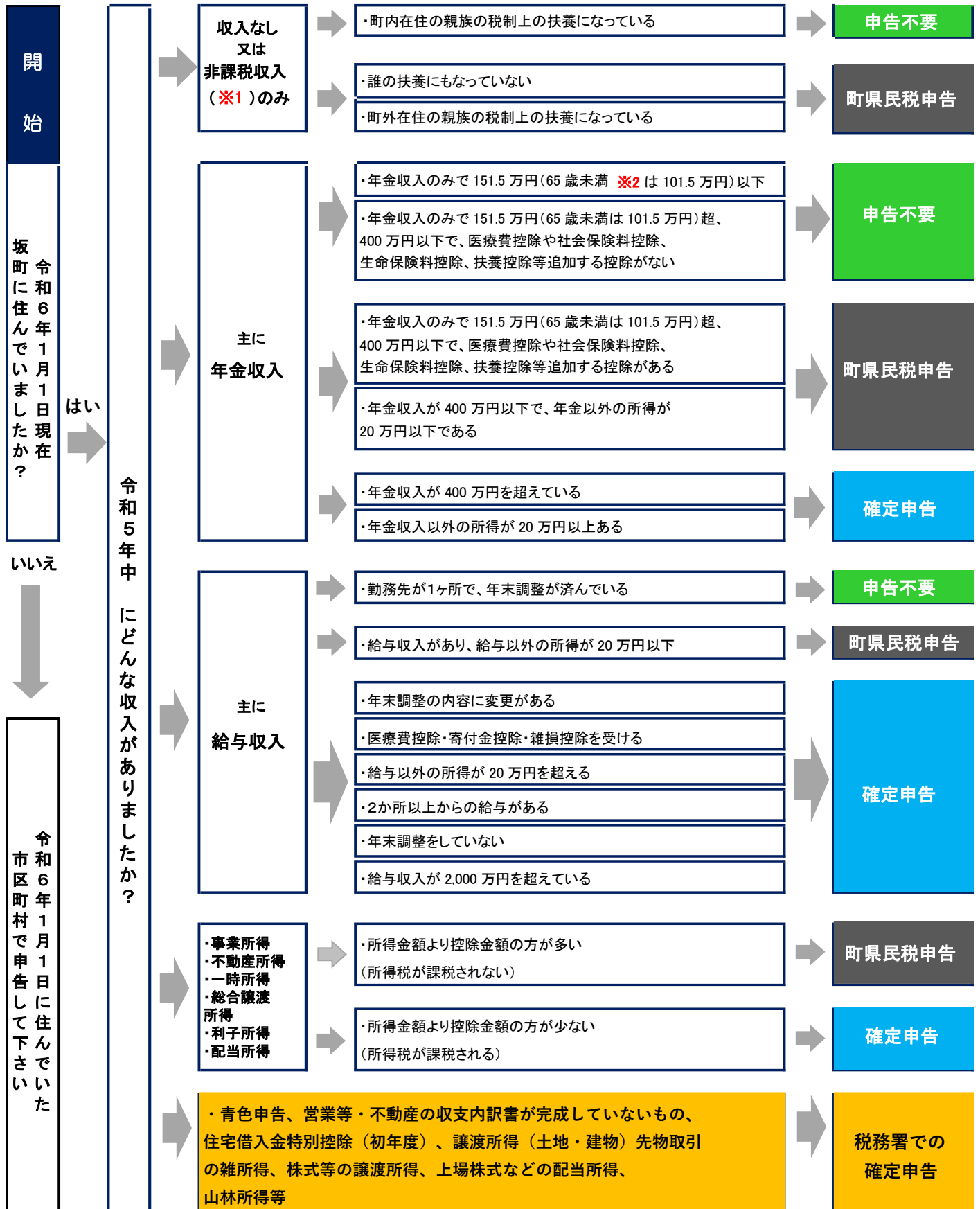


## □ 申告フローチャート ～申告が必要？不要？～

- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、下表にかかわらず還付申告が必要です。
- ・所得証明書を必要とする方や、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方は下表にかかわらず申告が必要です。



※1 非課税所得には、遺族年金、障害年金、失業給付金等があります

※2 年齢は、令和6年1月1日現在です